徳島県告示第四百五十七号

養型医療施設がその指定を辞退した。 のとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十三条の規定により、次の指定介護療 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するも

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

十日 令和元年九月=	介護療養型医療施設	医療法人三輝会	徳島市南田宮四丁目三番九号		稲山病院
話追台月日	ナーヒンの科类	房	所在地	名 称	
辛	ナーごくつ重頁	ጀ	指定介護療養型医療施設	指定介護療	